

「改正消費税法」説明会

～よくわかる消費税軽減税率制度～

いよいよ平成31年10月消費税率が10%にアップします。それに伴い仕入れコスト上昇による資金繰りなど消費税転嫁対策が必要となってきます。また、税率引き上げと同時に軽減税率制度も実施されますが、軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。

そこで、知っておいていただきたいポイントを紹介する「改正消費税法」説明会を開催いたします。「対象品目は何だろう?」「帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの?」「税額はどう計算するの?」などの質問にお答えいたします。

○日 時:平成30年11月15日(木)
13:30~15:30

○会 場:ニツ井町庁舎

○内 容:・軽減税率等について

(軽減税率対象品目、取引や経理への影響、請求書(インボイス制度)、申告など)

・軽減税率対策補助金について

○講 師:能代税務署 担当官

○受講料:無 料

○定 員: 50名

○申し込み:11月13日(火)まで



問合せ先:能代税務署 TEL52-6111、ニツ井町商工会 TEL73-2953

主催:能代税務署 共催:ニツ井町商工会/ニツ井町青色申告会

ニツ井町商工会行き (FAX番号 73-6001)

受講申込書

事業所名	TEL
受講者名	